

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第54号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ	相模原市南区相模大野6丁目11番25号報徳二宮神社2階	令和6年1月1日から令和11年12月31日まで
----------------------	-----------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。